

第1部 総説

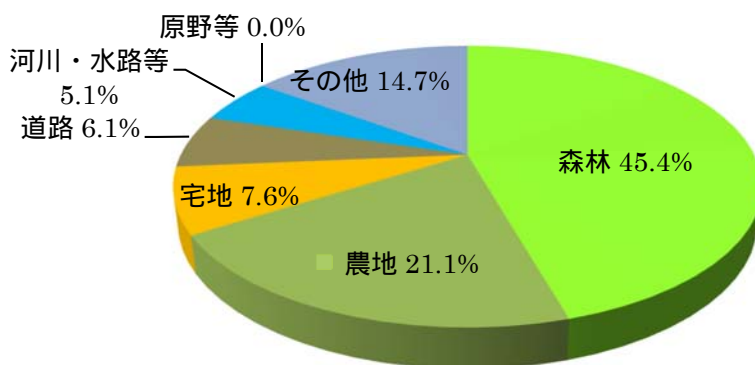
第1章 佐賀県の概要

佐賀県は、九州の北西部に位置し、土地面積は2,440.70 km²（平成30年10月1日現在、国土地理院調べ）となっており、筑後川や脊振山地を境として福岡県と接し、国見山系や多良山系などを境として長崎県と接しています。また、北に玄界灘、南に有明海と2つの海に面しています。東京までの直線距離は約900 km、大阪までは約500 kmであるのに対し、朝鮮半島までは約200 km足らずと近接しており、大陸文化の窓口として歴史的、文化的に重要な役割を果たしてきました。

土地利用の構成比は、森林45.4%、農地21.1%、宅地7.6%、道路6.1%、河川・水路等5.1%、原野等0.0%、公共施設用地・耕作放棄地・レクリエーション施設用地等を含む「その他」が14.7%となっています。全国と比較すると、森林が少なく、農地が多くなっています。

図1-1-1 土地利用状況（平成30年10月1日調査）

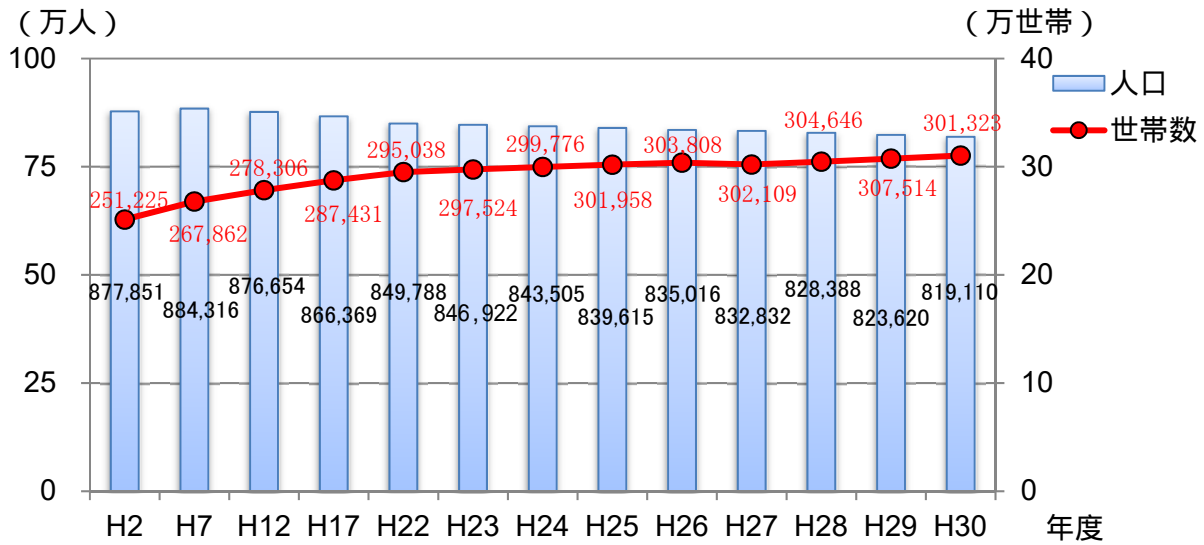
資料：土地対策課



平成30年10月1日現在の人口は、819,110人であり、人口密度は335.6人/km²となっています。また、2025年の予測人口は、784,789人（平成30年3月国立社会保障・人口問題研究所推計）となっています。本県では、全国を上回るペースで人口減少が進んでおり、高齢化は全国より早く、少子化はやや緩やかに進展しています。また、近年、一貫して転出超過であり、平成29年10月から平成30年9月における社会減による人口減少は約1,000人となっています。人口移動の状況を性別・年齢階級別に見た場合、20～24歳における転出超過が最も多く、男性では18歳、女性では22歳の県外転出が他の年齢と比較して顕著になっています。

図 1-1-2 人口、世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

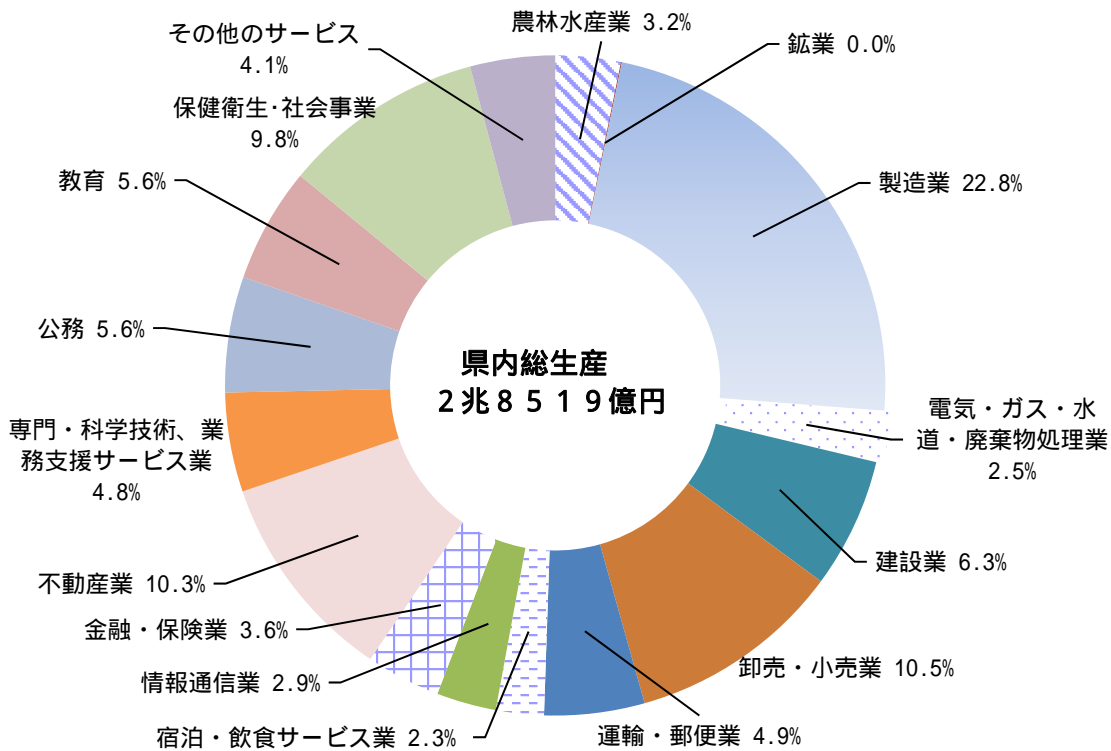
資料：統計分析課



本県の県内総生産（名目）（2兆8519億円）の業種別内訳は、平成28年度において第3次産業が67.0%、第2次産業が29.2%、第1次産業が3.2%となっています。第1次産業、第2次産業は、全国における構成比と比べ高い状況です。

図 1-1-3 県内総生産の構成比（平成28年度）

資料：統計分析課



各産業の構成比の中には輸入品に課される税等を含んでいないため、合計は100%にはならない。

第2章 環境政策の指針

環境基本法

環境基本法は、平成5年に制定された環境の保全についての基本理念を定め、環境の保全に関する基本的な施策の方向性を定めた法律です。

国は、環境の保全に関する施策に関し、まず施策の策定及び実施に係る指針を明示し、環境基本計画を定めて施策の大綱を示すものとしていますが、地方公共団体も国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を実施するものとしています。

【基本理念】

- 現在及び将来の世代の人間が環境の恵沢を享受し、将来に継承
- 全ての者の公平な役割分担の下、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- 国際的協調による積極的な地球環境保全の推進

佐賀県環境基本条例

佐賀県環境基本条例は、環境の保全に関する基本理念、県・市町・事業者及び県民の責務、環境保全に関する施策の基本事項を定めることにより、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的として規定されており、その基本理念は次の3項目となっています。

- 環境の恵沢の享受と継承
- 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- 地球環境保全の推進

参考資料編1 佐賀県環境基本条例

第3期佐賀県環境基本計画

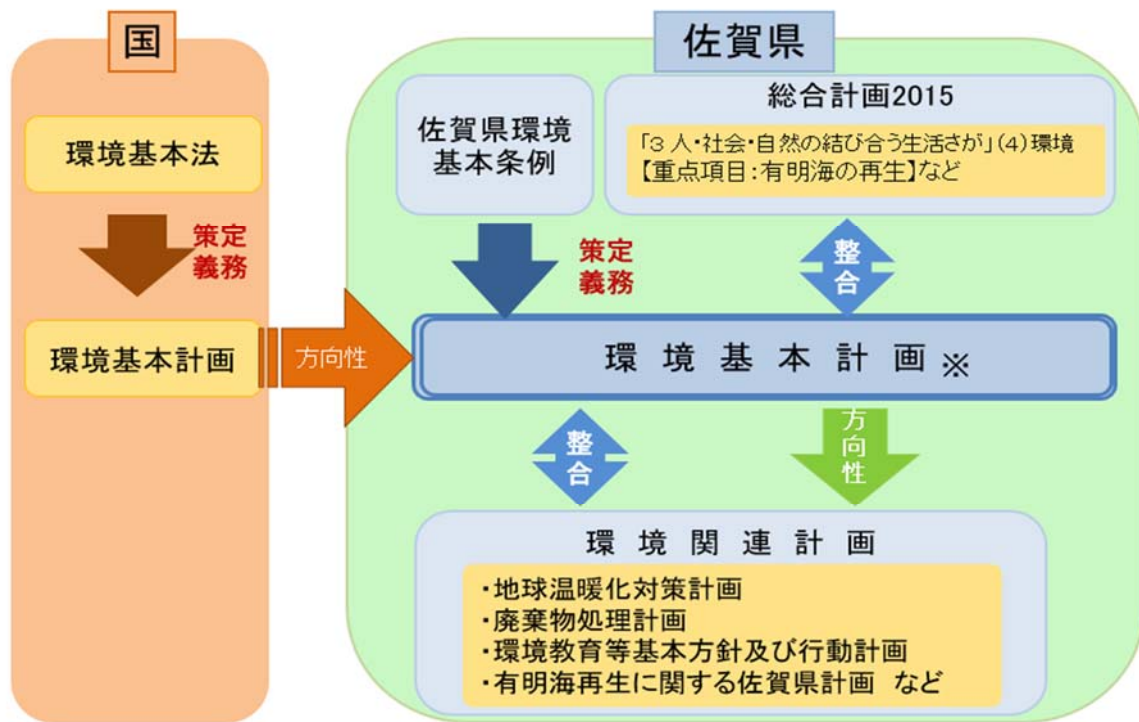
佐賀県環境基本条例第11条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として、また県民、事業者及び行政の各主体による環境保全活動の指針として、平成12年に「佐賀県環境基本計画」を策定し、各種施策を推進してきました。その後、平成17年3月に第1期計画の改定を行い、平成23年10月に第2期計画を策定しました。第2期計画の対象期間が概ね5年間であったことから、本県の環境に関する状況を踏まえ、引き続き取り組んでいくべき課題や、PM_{2.5}（微小粒子状物質）への対応や地球温暖化への適応策など新たな課題に適切に対応するため、条例の基本理念のもと、第3期計画を策定し、各種施策を推進しています。

計画は、平成 28 年度から概ね 5 年間を計画期間とし、「明日へつなぐ、」さかの環境 “ 」を第 3 期環境基本計画のキャッチフレーズとしました。

このキャッチフレーズのもと、佐賀県の目指す姿を実現するための施策を展開していきます。

図 1-2-1 佐賀県環境基本計画の位置づけ

資料：環境課



※第2章の一部は「生物多様性地域戦略」を兼ねる

第3章 平成30年度トピック

第1節 「クールチョイス SAGA 事業」の実施

環境課

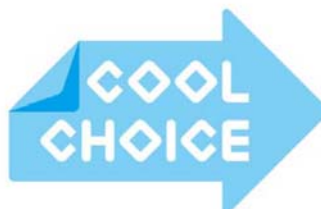
平成30年度からの新規事業として「クールチョイス SAGA 事業」を実施しており、環境にやさしい「賢い選択」の考え方を積極的に情報発信しています。

目的

家庭、運輸部門における効果的な温室効果ガスの削減につなげるため、「COOL CHOICE（賢い選択）」（ ）を切り口として、省エネ製品への買換など温暖化対策に資する賢い選択を促すこととします。

COOL CHOICE

省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動



未来のために、
いま選ぼう。

クールチョイス ロゴマーク

事業内容

事業者に対する研修

「COOL CHOICE」の考え方や自律的な販売促進の機運を高める研修会を開催

「COOL CHOICE」の考え方の情報発信

運送会社等と連携した広報活動

省エネ製品の普及促進

家電量販店、住宅展示場で省エネ製品普及促進イベントを開催

県では、県内における地球温暖化対策を推進するため、県が率先して自らの事務・事業について温室効果ガス排出量を削減するとともに、循環型社会づくりの取組を推進するため、本計画を定めています。

これまでの取組状況等を踏まえ、引き続き温暖化対策の推進を図るため、平成31年3月に本計画を改定しました。

○計画の名称：地球温暖化対策に関する佐賀県率先行動計画

○計画期間：令和元年度（2019年度）から令和4年度（2022年度）まで

対象機関：知事部局、教育庁（県立学校を含む）及び警察本部（警察署等を含む）等

計画の目標

本計画では、平成25年度（2013年度）を基準年度として、令和4年度（2022年度）の目標を次のように設定しています。

(1) 温室効果ガスの排出削減に関する目標

○二酸化炭素排出量 8.0%（固定係数）

・庁舎燃料等使用量 8.0%削減

・公用自動車等燃料使用量 8.0%削減

(2) 循環型オフィスづくりに関する目標

○上水道使用量 15%削減

○コピー用紙使用量 16%削減

○可燃ごみ排出量 30%削減

取組項目

県が取り組む項目と行うべき行動等を以下のとおり掲げています。

また、県の取組を推進していくことで、SDGsの17の目標のうち、「水・衛生」（水利用効率の改善等）、「エネルギー」（エネルギー効率の改善等）、「生産・消費」（天然資源の効率的な利用等）、「気候変動」（気候変動の緩和等）等の目標の達成を目指しています。



(1) 省エネルギー化の推進

電気使用量及び燃料等使用量の削減

公用自動車の利用・管理等における環境負荷の低減

(2) 県有施設の低炭素化の推進

県有施設の低炭素化の推進

温室効果ガスの発生源の適正管理等

県産木材等の利用

(3) 省資源化の推進

節水の推進

紙使用量の削減

(4) 廃棄物の削減等の推進

ごみの減量化・リサイクルの推進

備品等の長期使用・有効活用

(5) 環境に配慮した事業の推進

グリーン購入・グリーン契約の推進

イベントの低炭素化

環境に積極的な事業者等の取組支援

佐賀県 HP (地球温暖化対策に関する佐賀県率先行動計画)

<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00313870/index.html>